

木造住宅耐震改修補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅の所有者が、耐震改修をおこなうときに費用の一部を補助します。
居住予定の住宅を改修する方も申請できます。

1. 補助の内容

補助金の額は30万円を上限とし、改修費用が200万円を超えるときはその費用の10%、20万円以上200万円以下のときは20万円、20万円未満の場合はその費用の額とします。（千円未満切り捨て）

2. 募集期間

募集期間 令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）

※必ず事前にご相談ください。（工事契約等の3カ月前程度）

※受付期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

3. 申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、帯広市役所6階 建築開発課窓口へ提出してください。（裏面参照）

受付窓口 帯広市役所6階 建築開発課

受付時間 8：45～17：30（土・日・祝日の受付は行いません）

4. 対象者・対象住宅

（1）対象者

- ① 補助対象の住宅を所有し、居住の用に供している方、または、完了実績報告時までに居住する方。
- ② 所得^{※1}を基に計算した規定金額^{※2}の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- ③ 市区町村民税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団員等でないこと。

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額となります。

（2）対象住宅

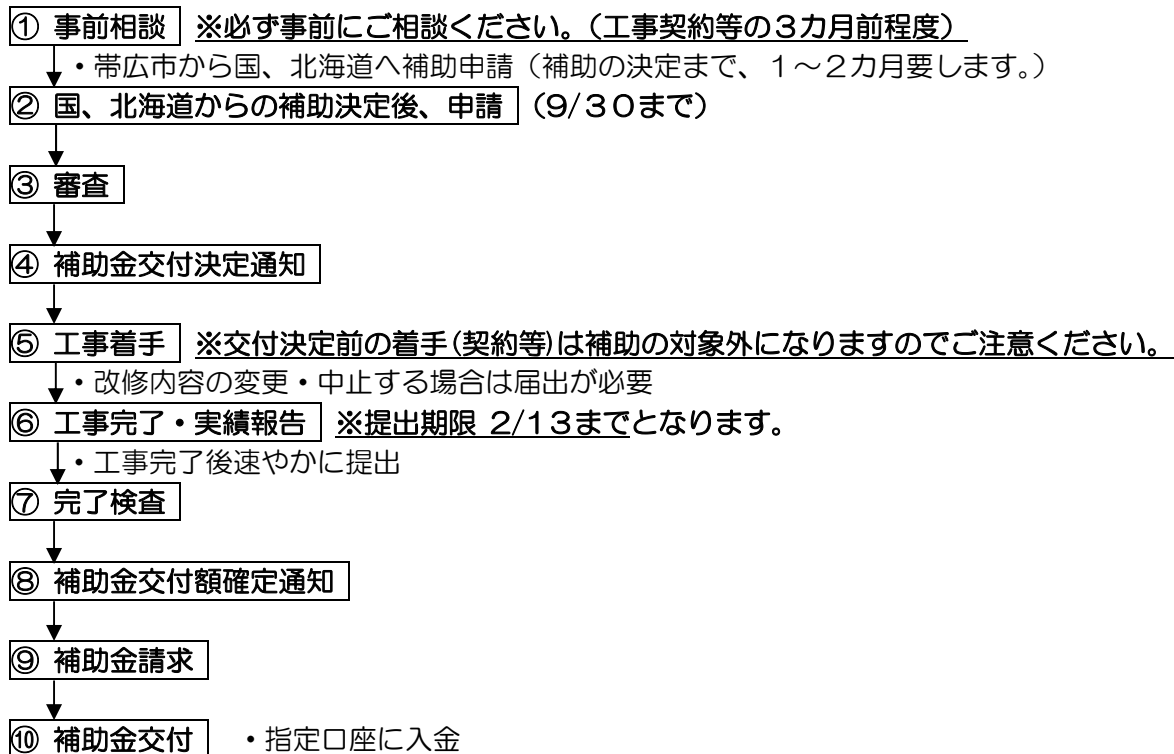
帯広市内にある木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの

- ① 所有者が自ら居住の用に供している、または、完了実績報告時までに居住すること。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。
- ③ 戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）であること。
- ④ 地上2階建以下の在来軸組構法であること。
- ⑤ 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないこと。
- ⑥ 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。
- ⑦ 原則として国等から他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。
- ⑧ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、1.0以上に改修すること。

5. 工事施工者

- ① 建設業法の許可を受けていること。
- ② 北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修の講習会区分で登録している者が所属していること。
- ③ 帯広市内に事業所、支店又は営業所を置く法人又は市内に住所を有する個人であること。

6. 申請から補助金受取りまで



7. 申請に必要な書類

- ① 帯広市木造住宅耐震改修補助金申請書（様式第6号）13
- ② 耐震改修補助申請者の市区町村民税の滞納がないことを証する書類※
- ③ 耐震改修補助申請者の住民票（世帯全員が記載されているもの）※
- ④ 耐震改修補助申請者世帯全員の所得証明書※
- ⑤ 確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- ⑥ 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- ⑦ 案内図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）
- ⑧ 改修計画書（様式第7号）
- ⑨ 補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- ⑩ 耐震改修工事費見積内訳書の写し
- ⑪ 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
- ⑫ 他の補助制度と重複利用しないことの確認書
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

※ ②～④は、①申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前年の1月1日以後転入された場合は③、④の書類添付が必要

8. 完了届に必要な書類

- ① 帯広市木造住宅耐震改修補助金交付完了実績報告書（様式第9号）
- ② 改修工事後の耐震診断報告書
- ③ 竣工図（改修内容が記載されたもの）
- ④ 写真（改修工事の内容が確認できるもの）
- ⑤ 対象住宅居住後の申請者の住民票（申請時に居住予定の場合のみ、個人情報の取得に同意した場合は不要）

9. 耐震改修の変更や中止をする場合

申請内容を変更する場合は、帯広市木造住宅耐震改修補助金等変更申請書（様式第16号）に関係書類を添えて申請してください。

中止する場合は帯広市木造住宅耐震改修等補助金中止届（様式第18号）を提出してください。